

水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて (平成29年4月3日付消費・安全局長通知)

通知の概要(平成30年1月1日から運用開始)

- 1.水産用医薬品(食用に供するために養殖されている水産動物に使用する動物用医薬品)の使用記録の徹底に加え、
- 2.水産用抗菌剤(水産用医薬品のうち抗菌性物質製剤)の購入の際に専門家の指導を必要とする仕組みを新たに導入する

